令和3年4月1日より

【医療保険対応　訪問看護利用料金表】

基本料金

□各種健康保険、公費医療制度が適用されます。

訪問回数	訪問回数	利用料	
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで	1日1回につき	5,550円
	週4日目以降　※	1日1回につき	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ-1（同一建物居住者）	週3日目まで（同一日に2人）	1日1回につき	5,550円
	週4日目以降（同一日に2人）※	1日1回につき	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ-2（同一建物居住者）	週3日目まで（同一日に3人）	1日1回につき	2,780円
	週4日目以降（同一日に3人）	1日1回につき	3,280円
訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊中の訪問		8,500円
訪問看護管理療養費	月の初日訪問日		7,440円
	2回目以降の訪問		3,000円

※訪問看護基本療養費（週4日目以降）について、リハ訪問の場合は、1日1回につき5,550円とします。

【医療保険対象外のサービス利用料金表】

営業日以外の訪問	営業日以外の訪問については3,000円/回
キャンセル料	訪問時間の1時間前までにご連絡がない場合は利用料100%（8,550円）いただきます。但し、緊急やむを得ない場合※1は除く。 ※1　救急搬送や天災等、明確に連絡ができない状況だと判断した場合
90分を超えた訪問	90分を超える訪問看護を行った場合30分ごとに4,500円 （長時間訪問看護加算算定時以外）
死後の処置料	ご希望により死後の処置を行った場合は3,000円 （エンゼルケアはご自宅にあるものを使用致します）

□病状や条件により以下の料金等が加算されます。

加算	算定条件	算定回数	加算料金
特別管理加算Ⅰ	気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方	月1回	5,000円
特別管理加算Ⅱ	在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方	月1回	2,500円
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、 特別訪問看護指示書期間の利用者に対して	1日に2回訪問した場合	4,500円
		1日に3回以上訪問した場合	8,000円
情報提供療養費加算1	利用者様に同意を得て、市町村からの求めに応じて保健所長宛てに情報提供をした場合	月1回	1,500円
情報提供療養費加算2	利用者様に同意を得て、学校からの求めに応じて保健所長宛てに情報提供をした場合	月1回	1,500円
情報提供療養費加算3	利用者様に同意を得て、入院又は退所の利用者様について保険医療機関に情報提供した場合	月1回	1,500円
夜間・早朝訪問看護加算	18時～22時、6時～8時に訪問看護を行った場合	1日1回	2,100円
深夜訪問看護加算	22時～6時に訪問看護を行った場合	1日1回	4,200円
長時間訪問看護加算	1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合	週に1回	5,200円
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に訪問看護を行った場合	1日につき	1,500円
複数名訪問看護加算	看護職員が同時に他の看護師等と訪問看護を行った場合	週に1回	4,500円
退院時共同指導加算	入院・入所中に主治医または施設職員とともに療養上の指導を行った場合	入院中に1回	8,000円
特別管理指導加算	特別管理加算対象者に対して退院時共同指導を行った場合に追加	1回	2,000円
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導をおこなった場合	退院日のみ	6,000円
在宅患者連携指導加算	訪問診療をしている医療機関等と情報共有を行い療養上の指導を行った場合	月1回	3,000円
緊急訪問看護加算	主治医の指示により緊急の訪問を行った場合（主治医が連携している医療機関の医師の指示も含む）	1日1回	2,650円
24時間対応体制加算	24時間常に対応できる体制　必要に応じて	月1回	6,400円
ターミナルケア療養費1	死亡日および死亡前日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	1回	25,000円
訪問看護感染症対策実施加算	コロナウイルス感染症に対応するため、特に必要な感染予防策を講じた上で訪問看護を行った場合 （該当期間：令和3年4月1日～令和3年9月30日） 1回目　　：令和3年4月1日以降の初回の訪問日に算定 2回目以降：令和3年4月1日以降の初回の訪問日以降、30回の訪問毎に算定 （但し、一日に複数回訪問しても1回とする）	1回につき	1,500円

※健康保険、国民健康保険、後期高齢医療保険等の
　加入保険の負担金割合（1～3割）により算定します。

訪問看護ステーション 仁 稲沢
TEL：0587-50-6230